

平成 28 年 10 月 15 日

職員各位

理事長

病院管理地内全面禁煙のお知らせ

当院は、受動喫煙対策義務を定めた健康増進法に従い、病院内、敷地内、患者駐車場、職員駐車場、隣接道路において全面禁煙を実施いたします。

先般、中国四国厚生局管轄の病院で禁煙外来を行っているにも関わらず、病院職員が敷地内で喫煙したことが発覚し、禁煙外来の休止と診療報酬の返還（約 2,000 万円）が指導されました。

職員の喫煙により当院が損害を被った場合、喫煙した職員に損害賠償を求めます。

院内全面禁煙について理解と協力を願います。

■禁煙場所■

病院内、敷地内、患者駐車場、職員駐車場、隣接道路